

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 家内労働者側提示額

(1) 先ハメ

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額と令和6年岡山県最低賃金額の 引上率(13.92%)により試算した額	家内労働者側提示額
先ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	37銭	42.15銭	銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	43銭	48.99銭	銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	53銭	60.38銭	銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	61銭	69.49銭	銭
			1本につき			銭

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額と令和6年岡山県最低賃金額の 引上率(13.92%)により試算した額	家内労働者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	28銭	31.9銭	銭
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	41銭	46.71銭	銭
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	56銭	63.8銭	銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	66銭	75.19銭	銭
			1本につき			銭

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 委託者側提示額

(1) 先ハメ

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額から令和6年岡山県最低賃金額 までの引上率(13.92%)により試算した額	委託者側提示額
先ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	37銭	42.15銭	銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	43銭	48.99銭	銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	53銭	60.38銭	銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	61銭	69.49銭	銭
			1本につき			銭

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額から令和6年岡山県最低賃金額 までの引上率(13.92%)により試算した額	委託者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	28銭	31.9銭	銭
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	41銭	46.71銭	銭
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	56銭	63.8銭	銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	66銭	75.19銭	銭
			1本につき			銭

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 (家内労働者側・委託者側) 提示額

(1) 先ハメ

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額と令和6年岡山県最低賃金額の引上率により試算した額	家内労働者側提示額	委託者側提示額
先ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	37銭	42.15銭		
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	43銭	48.99銭		
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	53銭	60.38銭		
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	61銭	69.49銭		
			1本につき				

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (令和4年7月1日)		令和3年岡山県最低賃金額と令和6年岡山県最低賃金額の引上率により試算した額	家内労働者側提示額	委託者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	28銭	31.9銭		
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	41銭	46.71銭		
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	56銭	63.8銭		
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	66銭	75.19銭		
			1本につき				